

監査 広報

令和6年度
決算審査の結果

7月9日から25日までのうちの6日間で、町長から審査に付された決算および証書類などを確認し、その結果を意見書として町長に提出し、また、議会においても同意見書を報告しました。その意見書の内容や指摘事項などを次のとおり公表します。 ※紙面の都合上、一部を抜粋・要約のうえ、記載しています

監査事務局(政策推進課内) ☎(83)1222

(審査結果の見方) 監 監査委員の意見・指摘事項など 町 町の改善策など

意見書の概要

地方自治法第233条第2項および地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和6年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算および公営企業会計決算書ならびにその他の関係証書類について審査し、また、地方自治法第241条第5項の規定により基金運用状況を審査しました。

結果

町長から審査に付された各会計決算書(一般会計および5つの特別会計ならびに3つの公営企業会計)、財産に関する調書および関係諸帳簿、証書類などを精査したところ、いずれも正確に記帳され、その内容も適正なものと認められました。

本審査を通じて確認した予算の執行については、一部事務手続きに改善を要するものを除き、関係法令に準拠して行われており、適正と認められました。

基金の運用状況を示す書類について審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理は全ての重要な点において適正に行われていると認められました。

意見・指摘事項など

監 国の施策に係る給付金事業に多くの職員の時間が割かれているようであるが、本来の業務が疎かにならないようにならなければならないように努められたい。

町 可能な限り職員間で協力しながら、本来業務に影響がないよう取り組んでまいります。

監 公金についても振込手数料が必要となったことから、同一の支払先への支出は可能な限り集約するなど、振込手数料の節減に努められたい。

町 全職員に周知を行い、全庁で振込手数料の節減に努めてまいります。

監 国民健康保険事業特別会計は、収納対策員報酬が未執行となっていることから、早期に人材を確保し、収納率の向上に努められたい。

町 県担当課などにも相談し、収納対策員の人材確保に努めてまいります。

監 寄簡易水道事業会計および下水道事業会計は、他会計から借入している状況だが、将来的に借入金の返済が大きな負担となるのが想定されるため、健全な会計運営に努められたい。

町 財政運営については、法令で定められた受益者負担の原則を踏まえつつ、町水道事業運営審議会や、町生活排水処理施設運営審議会の意見も伺いながら、持

続的な経営の確保を図ってまいります。
監 近年、収納率が増加傾向にあることは理解したが、令和6年度決算においては、前年度から収入未済額が増加している。可能な限り不納欠損とならないよう、滞納整理に努められたい。

町 町税については、新たな滞納を発生させないことが重要であり、特に現年課税分については納税催告、財産調査および差押えなどの滞納処分を早期に実施することにより収入未済額の縮減を図り、安易に不納欠損とならないよう、適切な滞納整理に努めてまいります。

監 AIオンデマンドバス実証実験運行については、毎年度、事業収支が厳しい状況が続いているが、引き続き、危機意識を持った中で、町民サービスの維持、向上のため、努力をされたい。

町 運行主体である一般社団法人足柄オンドemandと危機意識を共有したうえで、地域公共交通会議などにおいて、関係者と協議を重ね、持続可能な交通施策に取り組んでまいります。

監査委員紹介

識見監査委員(代表監査委員)

(令和7年7月30日現在)

よしだ としみつ
吉田 利光

いのうえ えいいち
井上 栄一

議会選出監査委員